

青森市シティプロモーションブック制作業務公募型プロポーザル実施要項

1. 業務概要

(1) 業務名

青森市シティプロモーションブック制作業務

(2) 実施主体

青森市

(3) 目的

青森市が有する自然・歴史文化・くらし・産業・まちづくり等、市特有の魅力を写真・イラスト・図等を多用して視覚的に分かりやすく紹介し、本市への関心・理解を深めてもらうとともに、本市の魅力を広く発信し、企業誘致、観光誘致、移住促進等を図ることを目的にシティプロモーションブックを制作する。

(4) 業務内容

別紙「青森市シティプロモーションブック制作業務仕様書」のとおり

(5) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(6) 業務に係る提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(7) 問合せ及び書類提出先

青森市企画部広報広聴課広報チーム

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

TEL：017-734-5106 FAX：017-734-5103

メールアドレス：koho-kocho@city.aomori.aomori.jp

※問合せ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

2. 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力

団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。

- ①全ての構成員が、上記(1)から(6)までに掲げる条件を満たしていること。
- ②構成員が本業務における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに参加していないこと。
- ③構成員が代表構成員に委託者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
- ④本プロポーザルの参加申込書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
- ⑤業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
- ⑥本プロポーザルの参加申込書の提出時から契約締結時までには構成員の変更がないこと。

3. 主なスケジュール

No.	内 容	日 程
(1)	実施要項等公表	令和7年6月 2日 (月)
(2)	質問の受付	令和7年6月 2日 (月) から 令和7年6月 9日 (月) 午後5時00分まで
(3)	質問に対する回答	令和7年6月16日 (月) まで
(4)	参加申込書の提出期限	令和7年6月23日 (月) 午後5時00分まで
(5)	企画提案書等の提出期限	令和7年6月30日 (月) 午後5時00分まで
(6)	審査委員会の開催	令和7年7月 3日 (木)
(7)	選定結果通知	審査完了後

4. 実施要項及び仕様書の配付

青森市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/index.html

5. 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和7年6月9日 (月) 午後5時00分 (必着)

(2) 提出方法

- ①公募型プロポーザル質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。
- ②電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

koho-kocho@city.aomori.aomori.jp (青森市企画部広報広聴課)

③電話及び口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

- ①質問に対する回答は令和7年6月16日 (月) 午後5時00分までに、青森市ホームページに掲載する。
- ②ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答を電子メールにて送信する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(4) その他

質問への回答の内容は、本要領に係る追加又は修正とみなすものとする。

6. 公募型プロポーザルへの参加申込み

(1) 提出書類

- | | |
|---|----|
| ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号） | 1部 |
| ②公募型プロポーザル共同事業体結成届（様式第3号） | 1部 |
| ※共同事業体の場合のみ | |
| ③法人の概要が分かる資料（会社案内等） | 1部 |
| ④法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの） | 1部 |
| ⑤市税（青森市に対して納税義務のある場合）に未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの） | 1部 |

(2) 提出期限 令和7年6月23日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(4) 提出先 1の(7)の「問合せ及び書類提出先」

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

副本を提出する場合は、企画提案者が推測されないよう、法人又は共同事業体の名称を明記しないこと。

- ①企画提案書（任意様式、A4判片面カラー印刷） 正本1部 副本12部

以下について記載すること。

- ・会社概要
- ・業務実施体制
- ・類似業務実績（過去5年間のもの）
- ・編集スケジュール
- ・企画コンセプト
- ・全体の構成案・各ページの展開案（ページ割り）
※コンテンツごとにまとまりのあるページ割とする。
- ・より魅力的なシティプロモーションブック制作のための提案

- ②「青森市シティプロモーションブック」試作品（全5ページ）を提出すること。なお、試作品の用紙は、実際に使用する用紙とし、説明文書はダミー可とする。

P1 表紙デザイン・タイトル案

P2～P3 3) みなとまち・あおもり

P4～P5 7) 世界一の豪雪都市

※「別紙：青森市シティプロモーションブックのコンテンツ（案）」を参照

- | | |
|---------------------------|----|
| ③公募型プロポーザル応募申込書（様式第4号） | 1部 |
| ④公募型プロポーザル誓約書（様式第5号） | 1部 |
| ⑤公募型プロポーザル類似業務実績調書（様式第6号） | 1部 |

イ 過去5年間に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件記載すること。

ロ 記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合にはその写しを添付すること。

⑥見積書（任意様式）

1 部

見積書の内訳については、詳細に記載すること。

(2) 企画提案書の構成 別紙1「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時00分まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(5) 提出先 1の（7）の「問合せ及び書類提出先」

8. 公募型プロポーザル参加辞退

(1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

(2) 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること。）

(4) 提出先 1の（7）の「問合せ及び書類提出先」

(5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9. 受託候補者の決定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市シティプロモーションブック制作業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

受託候補者の選定に当たっては、審査委員会が企画提案内容、類似業務実績等を総合的に判断し決定する。

(3) 選定基準

選定基準については、別紙2「選定基準」のとおりとする。

(4) プレゼンテーション

企画提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

(5) 選定結果

①選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを企画提案者に書面で通知する。

②審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要項に定めた参加資格要件を満たしていない場合

②仕様と合致していない場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

- ④提出書類に不足があった場合
- ⑤実施要項等で示された、提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦見積額が市の提示する業務に係る提案上限額を上回る場合
- ⑧その他、不正な行為があった場合

10. 契約事項

- (1) 受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる。）の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「9の（2）」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 本業務による成果品の著作権等は原則的に青森市に帰属するものとし、青森市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3) 委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、掲載内容や構成については、随時、市と協議しながら進めていくものとする。

11. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、契約締結の協議に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1法人（又は1共同事業体）につき1提案までとする。
- (3) 提出書類について、差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類について、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。